

離婚届

離婚と同時に養子離縁する場合や外国人と離婚する場合などは事前に市民課戸籍グループへご相談ください

◆ 必要書類および事前手続きの確認

離婚届出の際には下記の添付書類や事前手続きが必要となります。

取り寄せに日数がかかる場合もあるため、事前に確認をし、届出当日までに忘れずにご準備ください。

	夫	妻
届出に必要な添付書類および事前手続き	各調書の謄本または審判書（判決書）の謄本及び確定証明書 ※1 (裁判所を介しての離婚の場合)	
	住民異動届 ※2 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合)	住民異動届 ※2 (転居・転入がある場合、 氏・本籍・筆頭者の変更等がある場合)
	転出手続き ※3 (離婚届出と同時に届出地に転入する場合)	転出手続き ※3 (離婚届出と同時に届出地に転入する場合)
	官公署発行の写真付きの身分証明書 ※4 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 ()	官公署発行の写真付きの身分証明書 ※4 マイナンバーカード または 運転免許証 その他 ()
	印鑑 ※5 (署名欄に押印する場合)	印鑑 ※5 (署名欄に押印する場合)

- ※1 以下①～⑤に該当する離婚の場合、下記のとおり裁判所が交付した書類を持参してください。
(②・⑤については2種類の書類が必要となりますのでご注意ください。)
- ①調停による離婚の場合→ 調停調書謄本
 - ②審判による離婚の場合→ 審判書謄本 及び 確定証明書
 - ③和解による離婚の場合→ 和解調書謄本
 - ④認諾による離婚の場合→ 認諾調書謄本
 - ⑤判決による離婚の場合→ 判決書謄本 及び 確定証明書
- ※2 離婚届出の際に記入できるときは事前にご用意いただく必要はありません。
- ※3 離婚届出と同時に転入の手続き(転入届)をする場合には、事前に転出の手続きが必要です。
なお、土日祝日に会津若松市役所で離婚届出と同時に転入届を希望される場合、事前にいままでの住所地の市町村役場に出向き、「転出証明書」を交付してもらい、離婚届と一緒に持参してください(「転出証明書」が交付されないマイナンバーカードによる特例転入またはオンライン転出の手続きでは、土日祝日には転入届ができませんのでご注意ください)。
- ※4 マイナンバーカードや運転免許証をお持ちでない場合は、パスポートを持参ください。
いずれもお持ちでない場合、次のうち2点を持参ください→保険証、年金手帳、社員証等
- ※5 令和3年9月1日から届出人欄及び証人欄の押印は必須ではなく任意となりました。

◆ 婚姻中の氏をそのまま使うとき

「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を離婚届と同時に3ヵ月以内に提出してください。

記入例

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

令和8年4月1日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日	発 送 令和 年 月 日				
第 号	第 号				
送 付 令和 年 月 日	長 印				
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票	住民票	通知

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) この 氏 名 甲 野 梅 子 平成2 年 10 月 15 日生	
	住 所	福島県会津若松市追手町2番41号	
(2)	(よみかた) 住民登録をして いるところ	世帯主 の氏名 ※令和7年5月26日から世帯主の記載は不要となりました	
	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都千代田区平河町一丁目3 番地 10 筆頭者 の氏名 甲 野 義 太 郎	
(3)	(よみかた) 氏	変更前(現在称している氏)	変更後(離婚の際称していた氏)
		甲 野	この 甲 野
(4)	離婚年月日	令和8年4月1日	
(5)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	
		福島県会津若松市追手町2 番地 番 筆頭者 の氏名 甲 野 梅 子	
(6)	その 他		
(7)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	甲 野 梅 子 印	

届出時点での住所と本籍を記入してください

・本籍:新しい本籍
(国内であれば自由に決める
ことができます)
・筆頭者:婚姻中の氏名

※新本籍に不備がある場合、
本人しか修正できないので
ご注意ください。

忘れずに署名してください

※注意事項※ 【離婚後の子どもの戸籍について】
子の戸籍には、離婚により定めた親権者が記載されますが、子の戸籍が親権者の戸籍に移るということはありません。親権者の戸籍が子の戸籍と異なる場合に、子を親権者の戸籍に入籍させたい場合は、離婚成立後に家庭裁判所の許可を受けた上で入籍届の手続きが必要となります。詳しくは離婚届出の際にご相談ください。

戸籍届出に関する問合せ先：会津若松市役所 市民課 戸籍グループ
(電話 0242-39-1230)